# 千葉市ろうあ者社会生活教室開催事業実施要領

## 1 目 的

この事業は、コミュニケーションの手段に著しい障害を有するため、ともすれば各種の情報から疎外されがちな、ろうあ者に対し、社会生活に必要な知識及び芸術文化に関する講座又は意見等を交換する場を設けることにより、ろうあ者の文化的欲求に答えることを目的とする。

# 2 事業の実施方法

事業の実施については、社会福祉法人等(以下「事業実施者」という。)に委託することができる。

#### 3 事業の内容

- (1) 事業は、講演会、講習会、座談会その他適切な方法により、次に掲げる内容の項目について実施する。
  - ア職業生活に関すること。
  - イコミュニケーションの方法に関すること。
  - ウ 人間関係に関すること。
  - エ 生活設計に関すること。
  - オ育児に関すること。
  - カ 芸術、文化等一般教養に関すること。
  - キ その他社会生活上必要なこと。
- (2) 事業実施者は、計画の作成及び講師、助言者等の選定をするときは、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。

## 4 参加申込

事業へ参加を希望する者は、事業実施者に直接申し込むこととする。

### 5 事業の広報

市長は、本市内のろうあ者に対し、必要な事業の広報を行うものとする。

附則

この要領は、平成5年10月1日から施行する。

附即

この要領は、平成20年4月1日から施行する。